

議案第 1 1 8 号

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いている中、新型コロナウイルス感染症患者等への治療看護等に従事した職員（医療職給料表適用職員に限らない。）に対して支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年京丹後市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第1項中「病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定める」を削る。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための治療看護等に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 4 第17条の3第2項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）に係る治療看護等に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該治療看護等に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年5月1日から適用する。

（感染症患者治療看護等業務手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

（この条例の失効）

- 3 この条例は、別に規則で定める日をもって、その効力を失う。

現行	改正案
	<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和2年5月1日から適用する。</u> (感染症患者治療看護等業務手当の内払)</p> <p>2 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。</u> (この条例の失効)</p> <p>3 <u>この条例は、別に規則で定める日をもって、その効力を失う。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 9 月 定例会

議案の
件名

議案第118号
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いている中、新型コロナウイルス感染症患者等への治療看護等に従事した職員（医療職給料表適用職員に限らない。）に対して支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、治療看護等とは、①新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための衣服等を着用し、病院で行う診療、看護、検査、検体の採取など②保健所等からの依頼により、新型コロナウイルス感染症患者等を病院等に搬送する業務を想定している。</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>																										
<p>《政策等の必要性》</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者等への対応業務については、その困難さ等から職員の負担が大きいと見られ、人事院規則及び京都府職員の特殊勤務手当に関する条例に準じ改正するものである。</p>		<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源															
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																					
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>令和2年8月5日 例規審査委員会</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>1日につき3,000円(患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務は4,000円)</p>																										
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合計画 計画項目</th> <th>29</th> <th>効率的・効果的な行財政運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">○その他の計画(該当する場合のみ)</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料(有の場合は、その名称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室</td> <td>人事課</td> <td>有 <input checked="" type="radio"/> 無</td> </tr> </tbody> </table>						総合計画 計画項目	29	効率的・効果的な行財政運営	○その他の計画(該当する場合のみ)			計画名称			策定年度			計画期間			担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	市長公室	人事課	有 <input checked="" type="radio"/> 無
総合計画 計画項目	29	効率的・効果的な行財政運営																										
○その他の計画(該当する場合のみ)																												
計画名称																												
策定年度																												
計画期間																												
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																										
市長公室	人事課	有 <input checked="" type="radio"/> 無																										